

BIS 規制改正案・第 2 次市中協議案の概要について

2001 年 1 月 16 日、バーゼル銀行監督委員会より BIS 規制見直しに関する第 2 次市中協議案「自己資本に関する新しいバーゼル合意（The New Basel Capital Accord）」が公表された。これは 1999 年 6 月に公表された第 1 次市中協議案「自己資本の充実に係る枠組みについて（A Capital Adequacy Framework）」へのコメントを踏まえ作成されたもので、リスクの実態に即した所要自己資本の算定、自己資本充実度の評価方法に係る選択肢を広げることが意図している。第 2 次市中協議案の概要を紹介する。

1. BIS 規制見直しの経緯

現在の BIS 規制は 1988 年 7 月、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会）が自己資本合意（バーゼル合意、Basel Capital Accord）を定め、世界の銀行の自己資本比率規制として導入された。1996 年にはトレーディングなど市場リスクを対象とした「市場リスク規制」が公表されたが、近年、銀行を取り巻くリスクはさらに複雑化、高度化してきている。事業法人向け貸付のリスクウェイトが一律 100%であるなどリスク把握の精緻さに欠ける現行の BIS 規制では、銀行が抱えるリスク量を正確に計測することは難しく、リスクマネジメントの高度化には十分対応できないといった指摘がなされてきた。

状況の改善に向け、抜本的な規制の見直しが 1998 年に始まったが、審議の結果まず公表されたのが第 1 次市中協議案である。同協議案は、単に金融システムの安全性、健全性や銀行の競争の平等性を促すといった当初の目的のみならず、銀行が抱えるリスクを包括的にとらえ、その程度や内容に関わらず適用できる規制に改めることを目指すものであった。

第 1 次協議案は、①最低所要自己資本の設定、②監督当局による自己資本充実度と内部評価プロセスの検証、③ディスクロージャーの強化などを通じた市場規律、からなる「3つの柱」を提案した¹。

第 2 次協議案は、これを正式に引き継ぐ形で、

第 1 の柱：最低所要自己資本、

第 2 の柱：監督上の検証プロセス、

第 3 の柱：市場規律

¹ 飯村慎一「BIS 自己資本比率規制見直しの動きについて」『資本市場クォーターリー』1999 年夏号を参照。

で構成されている。バーゼル委員会は、3つの柱は相互に補強し合い金融システムの安全性、健全性に寄与するものであること、また3つの柱全てを適用することが重要であり、合意内容が効果的に実施されるよう委員会として各国の監督当局と協力していくことを表明している。

「第1の柱：最低所要自己資本」では、①標準的手法のリスクウェイトの細分化、②内部格付手法の導入、③オペレーショナル・リスクの導入など、自己資本比率の分母（リスクアセット）の計算方法の改善についていくつかの提案が行われている。信用リスク、オペレーショナル・リスクについては、単純なものから先進的なものまで複数の計測手法が用意され、銀行はそこから最適な手法を選択し自行の自己資本水準を算定することが認められている。同時に、より正確なリスク計測手法の採用を促進するインセンティブ（リスクアセットの軽減策）が盛り込まれている。

今回の見直しは、BIS 自己資本比率の分母を中心に行われており、分子（自己資本）の計算方法、「最低自己資本比率8%以上」の維持、自己資本のうちTier2の算入上限はTier1であることなどについて変更はない。また、分母計算に関しても、市場リスクの見直しは見送られている。

2. 自己資本比率の算定方法の見直し

1) 信用リスク計測の精緻化

バーゼル委員会は、信用リスク計測の手法として「標準的手法」、「内部格付手法」を提案している。

(1) 標準的手法のリスク・ウェイトの細分化

標準的手法（standardized approach）は、「資産ポジションにリスクウェイトを乗じてリスクアセット額を計算、総額を出す」点で現行方式と変わらないが、よりリスクの実態に即したリスクウェイトを設定している。「リスクウェイト100%」とは、与信の額面をそのままリスクアセット額に換算するということで、額面の8%の資本が必要ということの意味している。それが「20%」ならば、与信額面の8%の20%相当額の資本（1.6%）が必要となる。

従来リスクウェイトは、政府向けはOECD諸国0%、その他諸国100%、銀行向けはOECD諸国20%、その他諸国100%、事業法人は一律100%とされていたが、特に事業法人のリスクウェイトを細分化し、法人ごとのデフォルトリスクを反映したのが特徴である（表1）。

適用するリスクウェイトは、格付機関が発表する与信先の格付けに応じて決められる。

事業法人のうち中小企業など無格付企業には、現行と同じ100%が適用される。分母のリスク資産の計算方法において、2つの格付会社がある事業法人を「A-」、「BBB+」と格付けていた場合、リスクウェイトは「50%」、「100%」と異なるが、より高い方（100%）が適用される。また仮に3つの格付会社が「A-」、「BBB」、「B+」と格付けている場合は、リスクウェイトの低い方2社のうち高い方（「BBB」に対応する100%）を適用する。

表1 信用リスク計測の精緻化

与信先	現行	見直し後						
		AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～BB-	B+～B-	B-未満	未格付
政府	OECD加盟国 0% その他諸国 100%	0%	20%	50%	100%	100%	150%	100%
銀行	OECD加盟国 20% ...選択肢1(注2)	20%	50%	100%	100%	100%	150%	100%
	その他諸国 100% ...選択肢2(注3)	20%	50% (注4)	50% (注4)	100% (注4)	100% (注4)	150% (注4)	50%
事業法人	100%	20%	50%	100%	100%	150%	100%	

- 注) 1. 政府・中央銀行の自国通貨建借入については、当局の裁量により低いリスク・ウェイトを適用可。
 2. 当該銀行の設立国のソブリンに適用されるリスク・ウェイトに従ってウェイト付け。
 3. 個々の銀行に対する信用評価に従ってウェイト付け。
 4. 原契約期間の短い（例えば3ヵ月未満の）銀行向け債権には、当該銀行向け債権の通常リスク・ウェイトに比して一段低いリスク・ウェイトが適用される。

（出所）BIS・第2次市中協議案

（2）内部格付手法の導入

銀行がより洗練された内部格付手法（Internal ratings-based approach）を有している場合、手法の内容と開示に関する厳格な基準に従い監督当局の承認を得れば、それをポートフォリオの信用リスク評価に活用できる。

内部格付手法は、銀行勘定の与信を損失特性に応じて事業法人、銀行、政府（ソブリン）、リテール、プロジェクトファイナンス、株式の6つに分類し、種別ごとにエクスポージャーを定義している（表2）。

一方リスクウェイトは、①債務者のデフォルト率、②デフォルト時損失率、③デフォルト時エクスポージャーといったリスク構成要素から算出される。事業法人、政府、銀行向け与信のリスクウェイト算出については、「基礎的アプローチ」と「先進的アプローチ」が用意されている。基礎的アプローチを採用する銀行は、①のデフォルト率のみ内部で推計したデータを用いることができるが、その他のリスク要素は監督当局が指定した係数を用いる（当局が指定するデフォルト時損失率は、無担保の優先債権に対して50%、無担保の劣後債権に対して75%）。先進的アプローチを採用する銀行は、デフォルト率を含む全てのリスク要素の推計に自行の内部データを使用できる。

内部格付手法の導入で、一律なリスクウェイトを適用して行われた信用リスクの計測は、標準的手法、内部格付手法の基礎的アプローチ、先進的アプローチの3つに選択肢が広が

ることになる（図 1）。内部格付手法を採用する銀行は、基礎的アプローチ、先進的アプローチのいずれを選択してもよい。

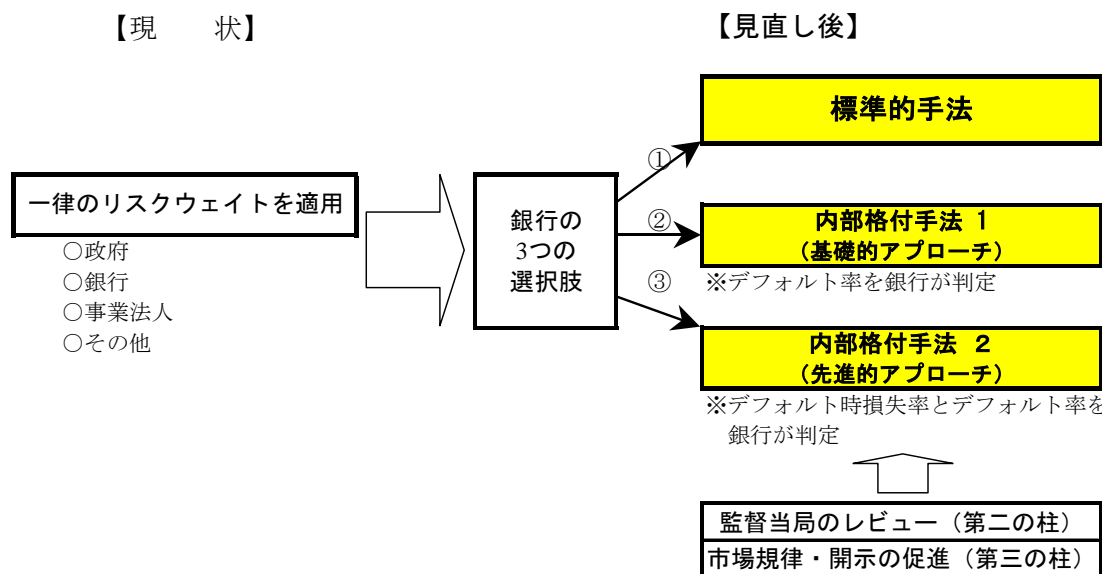
表 2 内部格付手法におけるエクスポージャーの定義

事業法人	○株式会社，有限会社，合名・合資会社又は事業主の債務。次の銀行，ソブリン，リテール，プロジェクト・ファイナンス，株式の定義に明確に合致しないエクスポージャーは，全て事業法人向けエクスポージャーとして区分。
銀行	○銀行，証券会社向けエクスポージャー（国際開発銀行を含む）。
ソブリン	○標準的手法でソブリン向けとして扱われる全てのエクスポージャー。
リテール	○個人向け，個人による保証，又は個人による保証が付いた個人向けエクスポージャー。小規模事業向け貸出は，銀行が他のリテール向けエクスポージャーと同様に，当該エクスポージャーをその内部リスク管理やリスク評価プロセスにおいて継続的に一貫性をもって取り扱っている場合のみ含まれる。 ○エクスポージャーは，次の商品が対象となる。 ◆クレジット・カード ◆割賦貸出（パーソナル・ローン，リースなど） ◆リボルビング形態の貸出（当座貸越など） ◆居住用住宅向け抵当付き貸出 ◆小規模事業向け貸出
プロジェクト・ファイナンス	○基盤となる個々のプロジェクトの業績が元利払いを保証しており，主な返済資金源となるような貸出。
株式	○株式会社，有限会社，合名・合資会社，又はその他の企業における持ち分。

注) 第2次協議案では，事業法人，銀行，ソブリンだけで，その他の枠組みに関する作業は継続中である。

(出所) 第2次市中協議案より野村総合研究所作成

図 1 広がる信用リスク計測手法の選択肢



(出所) 日銀資料より野村総合研究所作成

リスクアセットは、種別ごとのエクスポージャーにデフォルト率、デフォルト時損失率に基づくリスクウェイトを乗じて基本水準を算出、合計し、これにグラニュラリティ（単一の借り手に対するリスク集中度）を反映した正負の調整を加える。この調整で、単一の借り手に対するリスク集中度が大きい（小さい）ポートフォリオ分類の総リスクアセットを増加（減少）させる。具体的な調整方法については検討中となっている。

第2次協議案では、銀行が与信先を内部格付けする際に必要ないくつかの基本的な考え方を示している。例えば、協議案はデフォルトの発生事由について規定している。発生事由として、①当該債務者が債務（元本、金利、手数料）を完全に履行する可能性はほとんどないと判断されること、②当該債務者は何れかの信用債務において90日以上延滞を来していること、③当該債務者は、破産の申請ないし債権者のために資産を保全する類似の手段を講じていること、などが列挙されている。銀行は、内部的に用いているデフォルトの基準を文書化し、協議案中に示されたデフォルトの定義との整合性を示すことも併せて求められている。

また、協議案は銀行が与信先の内部格付けを行うにあたり、全ての関連情報を考慮すべきとし、少なくとも注意を払うべき要因をあげている（表3）。

表3 内部格付けに考慮すべき関連情報

<p>○債務の返済や、その他の現金需要（継続事業として活動を持続し、キャッシュフローを維持するために必要な資本支出等）を満たすために必要な現金を生み出す能力についての実績と見通し。</p> <p>○資本構成及び不測の事態により自己資本のクッションが消費され、支払不能に陥る可能性。</p> <p>○収益の質、すなわち借り手の収入とキャッシュフローが特殊かつ一回限りの源泉からではなくコア業務から発生している度合い。</p> <p>○借り手に関する情報の質と適時性（監査済財務諸表の入手可能性、適用されている会計基準、同基準の遵守状況等）</p> <p>○業務のレバレッジの度合い及びこれに伴って需要の変動が収益とキャッシュフローに及ぼす影響。</p> <p>○債券・株式市場にアクセスを有し、追加的な資金調達源を確保していることによる財務の柔軟性。</p> <p>○状況の変化に有効に対応し、資源を活用し得る経営の深みと能力、及び経営の積極性ないし保守性。</p> <p>○同一産業内における地位と将来の見通し。</p> <p>○業務を営んでいる国のリスク特性、及び外国の借り手が元利払いに必要な外資を調達できない可能性がある場合に、借り手の返済能力に及ぶ影響。</p>

（出所）第2次市中協議案より野村総合研究所作成

(3) 信用リスク削減・証券化の取扱い

内部格付手法を採用した場合、リスクウェイトの範囲が標準的手法に比べてはるかに広くなり、各行のリスクをより正確に反映するようになる。内部格付手法の適用を促すため、この手法を採用した銀行には、標準的手法を採用した場合に比べリスクアセットが圧縮される「信用リスク削減」のインセンティブが与えられている。

例えば基礎的アプローチをとる銀行に対し、商業用・住宅用不動産担保を伴う与信について当局が指定するデフォルト時損失率は、担保価値の名目エクスポージャー額に対する比率が 30%を下回る場合は 50%だが、140%を超過する場合は 40%と 10%優遇される。また詳細は未定だが、内部格付手法を採用した場合には、中小企業貸出について分散効果によるリスクアセット削減効果が認められている。

第 2 次協議案は、銀行がバランスシート圧縮策として行う証券化の取扱いについても規定している。原債権者である銀行が証券化した資産をバランスシートから取り除くためには、「真性売買（更改、譲渡、信託宣言、サブパーティシペーションなど）」を通じ、資産を法的に銀行から完全に切り離す形で移転することが求められる。銀行がローンサービサーや信用補完の提供者として証券化取引に引続き関与する場合、信用補完を行う銀行は自己資本から信用補完の全額を控除する必要がある²。

2) オペレーショナル・リスク

(1) オペレーショナル・リスクの導入

オペレーショナル・リスクは、「内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外性的事象が生起することから生じる直接的又は間接的損失に係るリスク」と定義される。事務ミスや契約の不備、詐欺行為、システムトラブルなどにより銀行の利益が損なわれることによるリスクが想定されている。このリスクは、法的リスクを含むが戦略上のリスクや風評リスクは含まない。

銀行業務が多様化、高度化し、アウトソーシング、証券化、IT への依存、複雑な金融商品の取扱いといった動きのなか、信用、市場リスク以外のリスクの拡大は無視できなくなっている。

(2) オペレーショナル・リスクの計測

第 2 次協議案では、オペレーショナル・リスクの計測法として、単純なものからより高度なものへ、①基礎的指標手法、②標準的手法、③内部計測手法が示されている。

²第 2 次協議案は、各国の裁量で第 2 順位劣後部分に対する信用補完は、最劣後部分の割合が大きい場合、直接的な信用供与代替取引として扱ってもよいとしている。第 2 順位劣後部分に対する信用補完は、名目額に対して自己資本が課され、自己資本から全額控除する選択肢もあげられている。

基礎的指標手法は、粗利益（gross income）に対する固定数値割合（ α ）をオペレーショナル・リスク相当の自己資本として確保するものである。ここで「粗利益」は、資金運用利益と非資金運用利益の和である。また、非資金運用利益は受取手数料から支払手数料を引いたもの、金融取引のネット損益、その他の利益の和であり、特別損益は除くとされている。

標準的手法は、銀行のビジネスユニット、ビジネスラインに分解し、ビジネスラインごとに定義された指標（粗利益、年間平均資産など）に自己資本係数（ $\beta 1\sim 7$ ）を乗じ、各々を合計することで必要自己資本額を計算する（表4）。

表4 標準的手法の評価指標（バーゼル委員会の提案するもの）

ビジネスユニット	ビジネスライン	指 標	自己資本係数
投資銀行	コーポレート・ファイナンス	粗利益	$\beta 1$
	トレーディングとセールス	粗利益（又はバリュー・アット・リスク）	$\beta 2$
銀行	リテール・バンキング	年間平均資産	$\beta 3$
	コマーシャル・バンキング	年間平均資産	$\beta 4$
	支払と決済	年間決済額	$\beta 5$
その他	リテール・ブローカレッジ	粗利益	$\beta 6$
	資産管理	資産管理総額	$\beta 7$

（出所）第2次市中協議案

さらに内部計測手法は、まず標準的手法と同様に分類されたビジネスラインごとに、各々のリスクタイプに対応するエクスポージャー指標を監督当局が特定する。これに加えて、過去の損失データを用いて計算するものである。銀行内部の損失データに基づき損失事象の発生確率を表すパラメータと、損失が発生した場合の損失量を示すパラメータを計測し、必要自己資本額を算出する。

将来的には、内部計測手法を進化させた「損失分布手法（LDA）」の導入も議論されている。これは、内部の損失データからバリュー・アット・リスク（Var）を計算する手法である。

3. 新たな規制の視点

1) 第2の柱：監督上の検証プロセス

第2の柱：「監督上の検証プロセス」では、銀行経営陣が自行の自己資本充実度を評価するための行内的なプロセスを設け、各行に固有なリスク特性とリスク管理の状況に即した目標自己資本比率を設定することの重要性が強調されている。今回の見直し案では、従

来のように当局が各行一律に規制を課し、その順守状況をチェックするというスタイルはとられていない。信用リスク量、オペレーショナル・リスクの計測方法を選択できるようにした上で、銀行自身が自行の経営戦略を十分考慮して、適切なリスク管理手法を開発、応用することを促している。より各行の自主性に委ねた監督手法を採用している。

それでも一方的に各行の自主性ばかりに任せるのではなく、監督当局は銀行経営陣とのディスカッションや定期的な報告などをもとに、銀行のリスク管理、資本充実策、内部的なリスク測定法の妥当性や活用状況を評価することが求められる。

また、第 2 の柱では、今回自己資本の賦課は義務づけられなかったものの、監督上の検証プロセスの下で取り扱われるのが適しているリスクとして、①第 1 の柱によるだけでは全てのリスクを適切にカバーできない可能性のあるリスク（オペレーショナル・リスクなど）、②第 1 の柱では考慮されない要素（金利リスクなど）、③外的な要因（景気循環の影響など）をあげている。特に銀行勘定の金利リスクは、国際的な銀行の場合、内在するリスクやその管理手法に大きな格差があるとして、自己資本の賦課（第 1 の柱の下での取扱い）が見送られた。

2) 第 3 の柱：市場規律

第 3 の柱：「市場規律」では、銀行が行う開示を充実させることで、市場規律を強化、その実効性を高めることを目指している。効果的な開示を行うことは、市場が銀行のリスク特性と自己資本の充実度を評価するために不可欠である。銀行がどのように自己資本の充実度を測定し、どのような方法でリスク評価をしているかを明らかにするため、開示要件（バーゼル合意の一部として開示が要求される要件）と推奨項目（強制力はないが詳細な開示をすることが推奨されるもの）を定めている（表 5）。

開示推奨項目のうち主要なものは全ての銀行を対象としているが、信用リスクに関する内部格付方式の利用、信用リスク削減手法、資産証券化の効果については、監督当局の認識を確固とするため、より詳細な開示に関する要件が定められている。

第 2 次市中協議案は、第 1～3 の柱を掲げそれを一体に適用することで、銀行の監督手法を当局による一律管理的な監督から各行による自己管理型に転換しようとしている。

表5 第2次市中協議案における開示項目

開示項目	内 容	要件・推奨
(1) 自己資本比率の適用範囲	①自己資本比率規制が適用される銀行グループの最上位の企業、適用対象子会社 ②連結対象外の金融子会社、自己資本充実度の計算における連結対象外子会社の扱い ③銀行グループ内の株式保有や規制上は自己資本と扱われる投資の控除 など。	○
(2) 自己資本	①株主払込資本金、公表準備金、子会社の少数株主持分など定量的情報 ②資産・負債の評価、引当・収益認識についての会計方針、未実現損益の扱い など。	○
(3) 信用リスク(一般)	①信用エクスポージャーの地域別、産業別、取引先種別、取引期間別分布、延滞債権額 など。 ②信用リスク管理機能の構造・管理・組織、延滞・減損債権の管理手法 など。	○
(4) 信用リスク(標準的手法)	①リスクウェイト決定の際に使用する格付機関の名称、格付記号、リスク区分 など(要件) ②公表格付使用にあたっての方針、格付分類ごとの平均的なデフォルト率 など(推奨項目)	●
(5) 信用リスク(内部格付手法)	①内部格付手法の採用に関する当局の認可、使用するデフォルト率、デフォルト損失率 など。 ②内部格付手法が適用されるエクスポージャーの割合などリスク評価に必要な情報。 ③各ポートフォリオにおける1~3年間のデフォルト数など事後的なパフォーマンス。	◎
(6) 信用リスク削減手法	①担保管理とモニタリング手法、担保認識に係る内部方針、エクスポージャー総額 など(要件) ②内部のリスクウェイト区分、担保付取引における年間回収合計額 など(推奨項目)	●
(7) マーケット・リスク	①ポートフォリオごとの計測手法、金利など各市場リスクの所要自己資本 など(標準的手法) ②ポートフォリオごとの内部モデルの性質、監督者による承認の範囲 など(内部格付手法)	●
(8) オペレーショナル・リスク	①管理方針、組織構成などリスク管理の枠組みに係る項目、エクスポージャー総額 など(要件) ②リスクに関する所要自己資本額の最低所要自己資本の総額に対する割合 など。	○
(9) 銀行勘定の金利リスク	①組織における責任の所在、リスク計測体制、計測システム、リスク管理戦略 など。 ②通貨ごとに標準化された金利ショック度と収益への影響、内部の金利リスク限度枠 など。	○
(10) 自己資本充実度	①所要自己資本の総額、保有自己資本の総額、自己資本の所要自己資本に対する比率 など。 ②内部格付手法を採用する場合、市場リスクに対する所要自己資本額。	○
(11) 資産の証券化	①証券化したローン総額の名目残高、想定元本、証券化による調達額 など。 ②証券化資産の種類、証券化について銀行が果たす役割、買戻し、信用補完を考慮した信用エクスポージャーの最大額の集計データ など。	◎

注) 1. 「要件・推奨」の別にある「◎」、「○」、「●」の意味は次の通りである。

◎：要件 (requirement) …パーゼル合意の一部として開示が要求されるもの。

○：強い推奨 (strong recommendations) …強制力はないが、詳細な開示をすることが推奨されるもの。

●：要件、強い推奨にあたる項目が併せて提案されている項目。

2. オペレーショナル・リスクは現在「強い推奨」とされているが、将来「要件」となる可能性がある。

(出所) BIS・第2次市中協議案

4. 当面の展望

パーゼル委員会は、2001年5月末まで第2次市中協議案に対するコメントを受付け、2001年末までに最終案を公表し、2004年に見直し基準を適用するといったスケジュールを示している。最終案の確定までに、個人・中小企業向け貸付の取扱い、オペレーショナル・リスクの評価方法などが検討される予定である。

見直し案公表直後の数日間に、欧米では、銀行、監督当局、格付機関などが今回の見直し案に様々なコメントを行っている。ファイナンシャルタイムズ紙に掲載されたコメントをみると、「より実態に即したリスクを把握するべく明らかに規制の改善がみられた(米銀行協会)」といった前向きな評価が大勢を占めるが、問題点や課題も数多く指摘されている。

問題点や課題としてあげられたのは、「リスク管理手法が詳細になることで、銀行内部の負担が増加する」、「貸出を減少させ手数料ビジネスに重点を移す銀行に対しては、規制を見直してもどの程度効果的なのか（ムーディーズ社）」、「新規制は銀行格付けの高度化を促すだろうが、それを可能とするに必要なデータを収集するにはなお時間を要する（フィッチ社）」、「レベルの低いスタッフ、システム、不測の事態によるオペレーショナル・リスクの計測方法をもう少し具体化してほしい（銀行）」といったものである。また、景況の変化に伴い与信先企業のリスクが敏感に増減して、銀行の自己資本比率が大きく変動することは、マクロ経済への悪影響が大きいとする指摘があった。銀行の貸出スタンスが景況によって左右され、結果的に景気変動が大きくなるといった見方である。

一方わが国では、中小企業など未格付け企業向け貸付については、リスクウェイトが現行と同じ 100%であることや、リテール貸付のリスク分散効果が認められ、結果的にリスク・アセットの減少が見込めそうであることが歓迎されている。特に中小企業貸付比率が約 7 割を占める邦銀関係者の間では安堵の声が広がったようである。

だが、わが国固有な事情や特殊性が考慮されたことを評価するだけでは、やや短絡である感は否めない。BIS 規制導入当初、自己資本に株式含み益を組み入れるといった邦銀の主張が受け入れられたが、これが結果的に邦銀の含み経営を助長し構造改革を遅らせた遠因になったといわれている。日本の特殊性にとらわれることなく、新たな枠組みの下で営業戦略を模索する必要がある。例えば、格付けに応じたリスクウェイトの導入を機に、与信先の格付けに従い金利を決定する融資営業を徹底させるなど前向きな姿勢が求められよう。

今回の見直し案でより重要なことは、リスク管理や自己資本充実策が銀行の自主性に委ねられるものとなった点である。より高度なリスク管理手法を有し、信用リスク、オペレーショナル・リスクをコントロールしながら適正な資本を積み、開示にも積極的に応じられる銀行ほど業務展開を有利に進めることができる。一方、リスク管理手法の高度化や開示に消極的な銀行は、自ずと行動範囲が制限される。結果的に銀行間格差は目にみえて拡大していこう。

邦銀の場合、自己資本 Tier1 の水準は必ずしも高くなく、なお多額の不良債権、公的資金の返済の負担が重くのしかかっている。2001 年度からは持ち合い株の時価会計が導入される予定だが、株価変動の自己資本への影響が懸念される（含み損は Tier1 の減少要因となる）。現在抱える経営課題を含め、今後邦銀が越えるべきハードルは少なくない。

だが、2004 年までを一区切りとし、各行においては、既存の市場、制度への影響を見極めながら、自主的なリスク管理体制の構築と併せ新規制下での経営戦略を固めることが求められる。

(漆畑 春彦)